

《資産割の課税標準》

資産割の課税標準は、課税標準の算定期間の末日における静岡市に所在する各事業所等の合計の床面積です。
(法 701 の 31 ①-2 法 701 の 40 ①)

事業所床面積

事業所床面積とは、事業所用家屋の延床面積（共用面積を含む）をいい、㎡を単位として計算します。
(1㎡の100分の1未満は切捨てます。)

(法 701 の 31 ①-4 令 56 の 16)

共用面積

2以上の事業者が使用している家屋又は一部を居住の用に供している家屋で、これらに係る共同の用に供する部分（共用部分）がある場合の各事業者の事業所床面積は、次の算式により求めます。 (令 56 の 16)

$$\begin{array}{l} \text{事業所} \\ \text{床面積} \end{array} = \begin{array}{l} \text{その者の専用} \\ \text{部分の床面積} \end{array} + \begin{array}{l} \text{共用部分の} \\ \text{延床面積} \end{array} \times \left(\frac{\text{その者の専用部分の床面積}}{\text{各専用部分の床面積の合計}} \right)$$

(例) 事業所等に係る共用部分がある場合



① A事業所の床面積

$$A + G \times \left(\frac{A}{A + D} \right)$$

② B事業所の床面積

$$B + H \times \left(\frac{B}{B + C + E + F} \right)$$

課税標準の算定期間・・・法人の場合・・・事業年度

個人の場合・・・1月1日から12月31日

(法 701 の 31 ①-7, 8)

① 課税標準の算定期間の月数が12ヶ月に満たない場合

6ヶ月法人や年の中途で事業を開始または廃止した個人等、課税標準の算定期間が12ヶ月に満たない場合、次のように算定します。
(法 701 の 40①)

$$\begin{array}{l} \text{事業所床面積} \end{array} = \frac{\begin{array}{l} \text{課税標準の算定 (㎡)} \\ \text{期間の末日現在} \\ \text{の事業所床面積} \end{array}}{12} \times \frac{\text{課税標準の算定期間の月数}}{12}$$

なお、この場合の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数が生じたときは、これを1月とします。
(法 701 の 40 ③)

② 新設または廃止事業所等に係る課税標準の算定

課税標準の算定期間の中で新設または廃止された事業所等についての課税標準の算定期間は、次のそれぞれ算式により月割計算されます。

ただし、算定期間の開始日に新設された事業所等は、中途新設となりません。 (法701の40 ②-1,2)

(ア) 課税標準の算定期間の中で新設された事業所等

$$\begin{array}{l} \text{課税標準の算定 (㎡)} \\ \text{期間の末日現在} \\ \text{の事業所床面積} \end{array} \times \frac{\begin{array}{l} \text{新設の日の属する月の翌月から課税標準} \\ \text{の算定期間の末日の属する月までの月数} \end{array}}{\text{課税標準の算定期間の月数}}$$

(イ) 課税標準の算定期間の中で廃止された事業所等

$$\begin{array}{l} \text{廃止の日における (㎡)} \\ \text{事業所床面積} \end{array} \times \frac{\begin{array}{l} \text{課税標準の算定期間の開始の日の属する} \\ \text{月から廃止の日の属する月までの月数} \end{array}}{\text{課税標準の算定期間の月数}}$$

(ウ) 課税標準の算定期間の中で新設され、途中で廃止された事業所等

$$\begin{array}{l} \text{廃止の日における (㎡)} \\ \text{事業所床面積} \end{array} \times \frac{\begin{array}{l} \text{新設の日の属する月の翌月から} \\ \text{廃止の日の属する月までの月数} \end{array}}{\text{課税標準の算定期間の月数}}$$